

仕 様 書

1. 業務名

- ・自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務

2. 納入場所

- ・紀北町教育委員会学校教育課

内 訳

- | | |
|------------|--------------|
| （１）紀伊長島幼稚園 | 紀北町長島２８６番地３ |
| （２）紀北中学校 | 紀北町長島４４４番地 |
| （３）赤羽中学校 | 紀北町島原２６９７番地２ |
| （４）潮南中学校 | 紀北町相賀４９９番地３ |
| （５）三船中学校 | 紀北町上里５４３番地 |

3. 納入期限

- ・令和７年６月３０日（月）

4. 品名及び数量

- ①自動体外式除細動器（AED）及び付属品等 ５セット（各施設１セット毎）

※下記（１）～（４）を５セットとする

- （１）AED本体
- （２）AED付属品一式
バッテリー、成人用及び小児用電極パッド、救急セット、
取扱説明に関する媒体及び書類、その他使用に際し必要とされる付属品一式
- （３）専用キャリングケース
- （４）AED設置シール １枚

5. 仕様・規格書

自動体外式除細動器（AED）

- ① 新品であり、携帯可能であること。
- ②AED本体が乳児を含めた未就学児（小児）への使用を許可された機種であること。
- ③５年以上の使用に耐えうる機器（本体部分）であること。
- ④機器本体及び使用するパッドは医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
- ⑤非医療従事者の使用が認められる医療機器であること。
- ⑥出力波形は、二相性波形であること。

- ⑦人体にパッドがしっかり貼られていない時には、音声等で知らせる機能を有すること。
- ⑧「日本版救急蘇生ガイドライン2015」以上に適合する機種で、AED本体に日本語による音声ガイダンス機能を搭載していること。
- ⑨毎日、AED本体・電極パッド・バッテリーについてセルフテストを行い、AEDの使用可否についてインジケータなどで確認できること。
- ⑩電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること。
- ⑪成人／小児モードの切り替えは、AED本体でできるもの、もしくは電極パッドの交換によるものであること。
- ⑫AED本体の防塵・防水規格の外装保護はIP21以上であること。
- ⑬基準品 **フィリップス社「HS1+e」、(株)CU CU-SP1**

6. 業務内容

- ① AED本体及び付属品並びに専用キャリングケースの供給
- ② AED設置シールの供給
- ③ 契約期間中の定期交換用消耗品（電極パッド、バッテリーパック等）の交換
- ④ 機器使用後の消耗品の交換
- ⑤ 機器が正常に稼働し得るための点検・整備、部品等の交換、故障した場合の修理及びその期間の代替品の提供

7. 見積方法及び落札決定方法

- ①入札金額は、「自動体外式除細動器（AED）及び付属品並びにキャリングケース1セット及びAED設置シール1枚」を一式として、**1ヶ月分の価格**を記載してください。（**上記6. 業務内容にかかる費用全てを含むものとする。**）
- ②入札書に記載する入札金額には消費税を含めないでください。
- ③入札物件については、当該仕様書の仕様・規格以上のものに限りします。
※機器及び消耗品にかかる保証金等導入にあたり必要となる経費全てを含めることとします。なお、同額の場合は、当該入札者によるくじ引きにより決定することとします。

8. 契約期間

令和7年7月1日～令和12年6月30日

※契約については、機器の賃貸借料金の単価により行います。

9. その他

- ① A E D 搬入・設置については、学校教育課と十分協議すること。（設置時期・設置場所等）
- ② 本契約の満了時には、落札業者は納入物品を撤去すること。なお撤去に係る費用は落札業者の負担とする。
- ③ 定期交換用消耗品（電極パッド、バッテリーパック等）については耐用期限が経過する前に交換すること。また、機器使用後の消耗品の交換については遅延なく行うなど、常に設置場所へ機器が備わるような体制を整えること。
- ④ 機器搬入時に仕様説明及び取扱い説明は必ず行うこと。また、搬入後、学校教育課及び設置施設から申し出があった場合は、機器使用について説明を行えるサポート体制を整備すること。
- ⑤ 設置取付に要する一切の経費等は落札業者負担とする。
- ⑥ 搬入時に不要となる梱包材等は適切に収集運搬、廃棄すること。その費用等に要する一切の経費等は落札業者負担とする。
- ⑦ ガイドライン及び指針の改定、変更等が生じた場合は、学校教育課に情報提供を行うこと。
- ⑧ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。